

亀岡市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第 1 2 項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 齊藤 一義

- 1 監査の種類
令和 6 年度定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象
監査対象課等に係る令和 6 年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について
- 3 監査の着眼点
市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
 - (1) 監査の実施場所
監査委員室
 - (2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○政策企画部 企画調整課 財政課 情報政策課	令和 6 年 9 月 1 3 日から 令和 7 年 1 月 3 1 日まで	令和 6 年 1 0 月 1 1 日

○市長公室 秘書課 広報プロモーション課 人事課 ふるさと納税課 ○こども未来部 子育て支援課 こども家庭課 保育課 ○産業観光部 商工観光課 農林振興課 農地整備課 ○農業委員会事務局	令和6年10月22日から 令和7年 1月31日まで	令和6年11月13日 令和6年11月14日 令和6年11月15日
--	------------------------------	--

6 監査委員の除斥

産業観光部農地整備課の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、齊藤一義監査委員を除斥して行った。

7 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 政策企画部

以下の各課に係る令和6年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 企画調整課

(ア) 亀岡市婚活支援事業補助金について、実績報告書の提出が遅れていた。

亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱には、申請者は、事業が完了した日から起算して30日経過する日までに、実績報告書を提出しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 情報政策課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長公室

以下の各課に係る令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていた。

ア 秘書課

特に指摘する事項はなかった。

イ 広報プロモーション課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ ふるさと納税課

特に指摘する事項はなかった。

(3) こども未来部

以下の各課に係る令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課

特に指摘する事項はなかった。

イ こども家庭課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保育課

(ア) 延長保育料について、歳入の調定が行われていなかった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属

年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(4) 産業観光部

以下の各課に係る令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

(ア) 市有地占用料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、月次報告書で報告する事項の一部が受注者から書面で報告されていなかった。

指定管理仕様書には、月次報告書として、視察等の対応件数及び内容が明らかになる書類を作成し、提出することと定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、受注者が実際に運用している利用料金（冷暖房設備使用時の加算額）の承認願が提出されていなかった。

基本協定書には、利用料金の額を変更しようとするときには、額を変更しようとする日の2月前までに、亀岡市の承認を得なければならないと定められている。

協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 農林振興課

(ア) 農業振興事業収入の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 農地整備課

(ア) 奥書証明手数料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(5) 農業委員会事務局

令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

(ア) 耕作等証明手数料について、一部の歳入の調定に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) タブレット端末契約について、農業委員会会長名で契約が締結されていた。

亀岡市財務規則には、契約権者は市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいうと定められているが、市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則では、契約権については委任されていない。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

8 意見

以上が、政策企画部等における令和6年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

歳入の調定において、事前に調定すべきものが行われていなかったほか、納入の通知において、納入通知書で納期限の記載を誤っていた。

これらのことは、過去の定期監査においても指摘しているが、該当した所属だけでなく、全庁的に改善されるよう取り組まれたい。

さらに、財務に関する事務の執行においては、根拠法令等に基づく事務処理が求められることから、全ての所属において事務処理の基本を再認識

するとともに、ダブルチェックを徹底し、適正な調定及び納入通知の徹底に努められたい。

また、公の施設の指定管理においては、基本協定書及び施設管理業務仕様書に定める事項が行われていない事例が見受けられた。

今後は、指定管理業務の基本となる協定書及び仕様書に定める事項が確実に履行されるよう、受注者との意思疎通を図ることはもとより、常に連絡調整を行いながら、適正で円滑な施設の管理運営が行われるように期待するものである。